

東大阪市第7期 地域福祉活動計画

【スクラム'28】



社協マスコットキャラクター
「しゃきょうりゅう」

令和6年度 ~ 令和10年度

はじめに

近年、日本では人口減少や少子高齢化、核家族化など世帯構成の変化や、地域社会の変容なども進み、地域における人と人とのつながりが希薄化し、地域の中でお互いに支え合う関係性づくりが難しくなっています。

そのような中、8050問題（9060問題）やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届きにくく、複雑かつ複合的な新たな課題も増えており、分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援など）では対応しきれなくなっています。

地域に住む方々が安心して暮らしていくためには、支援する人、支援される人に分かれるのではなく、地域に住む誰もが住みやすい地域づくりに参加する、また参加ができる地域福祉の推進が重要になっています。

こうしたなか、東大阪市社会福祉協議会では、公民協働で地域福祉を推進するための活動指針として、東大阪市が策定する「東大阪市第6期地域福祉計画」（以下、「地域福祉計画」）と連動する「東大阪市第7期地域福祉活動計画」（以下、「スクラム’28」）を策定致しました。

「スクラム’28」は、基本理念を“つながり・支え合いの輪を広げていこう！～だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～”と定めています。地域の様々な社会資源が相互に連携し協力しあうことで、誰もが取り残されることのない、安心して暮らしやすい地域共生社会の実現を目指すために「スクラム’28」をまとめました。

また、「スクラム’28」を策定するプロセスでは、行政や自治会、校区福祉委員会、民生委員会をはじめとする多くの福祉団体と社会福祉施設、ボランティア、NPOなど、幅広い参画を得ながら、「支え合いの仕組みづくりを具現化するための協働参加型計画」としてすすめて参りました。

東大阪市と共同で実施いたしました地域懇談会に参加された皆様をはじめ、ご指導、ご尽力を賜りました新崎国広委員長、「スクラム’28」の策定に関わっていただきました策定委員会の皆様、また貴重なご意見やご提案をいただきました関係者や市民の皆様に深く感謝いたします。

東大阪市社会福祉協議会では、今後「スクラム’28」の基本理念の実現を目指して、全力で取り組んで参りますので、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 6 年 4 月

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
会 長 吉 邨 幸 雄

「第7期東大阪市地域福祉活動計画（スクラム'28）」の策定にあたって

この度、東大阪市第7期地域福祉活動計画（以下、本計画）を、地域福祉活動計画策定委員会のご協力を得て、無事策定することができました。この間、ご協力いただいた皆さまには、心より感謝いたします。本当にありがとうございました。

本計画は、東大阪市地域福祉計画と共に、前計画からの基本理念を継承しながらも、地域共生社会の実現に向けて、めまぐるしく変化する福祉施策や今日的情況を勘案し、より積極的な基本理念を掲げ、5年後に本計画が具現化・実体化できることを念頭に作成に努めました。

1. 地域共生社会実現をめざして

平成29（2017）年と令和2（2020）年といった短期間に社会福祉法の改正が2回行われました。まず、平成29（2017）年に成立した社会福祉法の改正では、第6条第2項に「地方公共団体の責務として包括的な支援体制づくりに努めること」が明記され地域福祉の推進における行政の努力義務が明文化されました。その後、令和2（2020）年には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、令和3（2021）年4月から施行されました。

この改正社会福祉法の第106条の3に、「重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じて、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供され体制を整備するよう努めるものとする」とより具体的な方策が打ち出されました。この重層的支援体制整備事業の3つの柱として、①相談支援（本人・世帯の属性に関わらない相談支援）、②参加支援（社会とのつながりを回復する支援）、③地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援）を掲げてます。東大阪市では、令和4（2022）年5月から、上記の重層的支援体制整備事業がスタートしました。

本計画は、従来の高齢者・障害者・児童といった分野別・縦割りの福祉施策を改め、ワンストップ・連携強化型の多職種連携・地域協働システムの構築をめざし、地域福祉の推進を目的として地域住民が主体的に社会福祉協議会や市内の社会福祉法人や事業所と連携協働して、東大阪市全体の取組として公民協働で取り組んでいくことを目的としています。

2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の3つのゴール

本計画は、次の3つのゴール設定を念頭に置いて、策定することが必要不可欠であると考えています。計画策定することが目的ではなく、計画を具現化するた

めのプロセスが重要です。

3つの目標	ポイント	ねらい
タスク・ゴール (事業目標)	基本理念 課題達成目標	◎基本理念 「地域共生社会の実現」 「つながり支え合いの輪を広げていこう！～誰もが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～」 ○具体的には、複数の事業を実施する際には、各事業ごとに優先順位をつけ、実行していくことが必要。このため、このためPDCAによる継続改善が必要不可欠。
プロセス・ゴール	福祉教育的機能 プロセス重視 ・相互学習機能 ・地域理解機能	○計画実行のプロセスをとおして、住民一人ひとりの気づきや学びを深めていき、地域住民全体の福祉意識への主体形成を図っていくとともに、各組織・団体・個人の問題意識の合意形成を図る。 ○住民懇談会や部署内連携による問題意識の相互共有を進める。
リレーションシップ・ゴール (関係構築ゴール)	地域福祉プラットフォームの構築 個々のソーシャルキャピタルの拡大	○計画実行を通して、各団体・組織間が、共通の場で議論する結果として、合意形成が図られ地域福祉プラットフォーム（ソーシャルキャピタル）を構築する。 ○具体的には、行政、社会福祉協議会、社会福祉施設、自治会・福祉委員会・民生委員会・ボランティアNPO等各団体・組織間の地域福祉ネットワークの構築をすすめる。

本計画では、社会福祉協議会の総合性を活かし地域共生社会の実現に寄与するために、組織内関係部署の参加・参画による地域福祉活動計画策定プロジェクトチームを創設し、各部署間の連携・協議のもとで作成しました。本計画においても、地域福祉計画と併せて、今後、さまざまな状況の変化に対応できるように継続改善を繰り返しながら、東大阪市の地域福祉の推進に寄与できるよう努めたいと思います。

令和 6 年 4 月

新・地域福祉活動計画策定委員会
委員長 新 崎 国 広

第1章 地域福祉活動計画の概要

東大阪市が策定した「東大阪市第5期地域福祉計画」並びに、東大阪市社会福祉協議会（以下、「社協」）が策定した「東大阪市第6期地域福祉活動計画」（以下、「スクラム'23」）は、策定から5年が経過した。

今回、新たな計画の策定にあたり、東大阪市と社協が連携し、お互いの計画の特徴を考慮し、「スクラム'23」から継承される考え方を基に、地域福祉活動を取り巻く今日的課題に対応するため、「東大阪市第7期地域福祉活動計画」（以下、「スクラム'28」）を策定しました。以下、本計画の特徴を整理します。

1 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みであり、昨今では、地域生活課題に対応していくことが重要となっています。

安心できる地域生活には、住民・当事者自らが備える「自助」、近隣での支えあいによる「近助」、地域等でお互いに助けあうボランティアや市民活動による「共助」、そして専門職による福祉サービス等の「公助」が重なり合うことで、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を地域が基盤となって包み込み、支えあうことが必要となります。

2 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」とは、すべての人々が世代や背景をこえてつながり、住民をはじめとした地域の様々な主体が自分たちの住むまちの課題解決に、自ら連携しながら取り組んでいくためのアクションプラン（行動計画）です。

この計画に基づく活動を推進していくためには、社協と地域住民、関係団体、行政などが連携・協力し、それぞれの主体性を十分に発揮する取り組みを進めていくことが重要となります。

3 社会福祉を取り巻く今日的課題

我が国では、近年、少子高齢社会の進展や人口減少が進み、核家族化等の世帯構成の変化や地域社会の変容により、地域における人と人とのつながり希薄化し、地域で互いに支え合う関係づくりが難しくなっています。さらに気候変動による風水害や新型コロナウイルスに

よる疫病、国際紛争による生活の危機など、近年の様々な社会情勢の変化は私たちの生活に大きく影響を及ぼしています。

そのような中、現在の社会福祉の状況は、生活困窮や社会的孤立など生きづらさを抱えた方や、8050（9060）問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった新たな課題も増えてきており、複雑・複合的で従来の制度や支援では対応しきれなくなっています。また、人口の減少が進む中、労働者の人口も減少しており、福祉人材の確保や地域づくりの担い手不足は大きな課題となっています。

このような問題を克服するため、子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、地域に住む誰もが住みやすい地域づくりに参加することが重要であり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

4 「スクラム’ 23」の成果

前計画である「スクラム’ 23」では、東大阪市が策定する地域福祉計画と共通の基本理念である「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現」のもと、めまぐるしく変化する福祉施策や今日的状況を勘案し、5年後に具現化・実体化できることを念頭に作成に努めました。

この間、社協では地域住民を取り巻く環境の変化により、複雑化・複合化した課題を抱える方へ必要な支援を行うため、関係者間が迅速に情報を共有し、課題解決に向けた包括的な支援体制を検討する重層的支援体制整備事業を社会福祉協議会の専任職員3名を配置し、開始いたしました。また、成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見サポートセンターを設置し、権利擁護支援が必要な方が早期に、安心して制度が利用できるよう、市民や支援者を対象とした研修会や、専門職によるアドバイスが受けられる専門相談など様々な事業を行いました。

5 これからの地域福祉活動計画

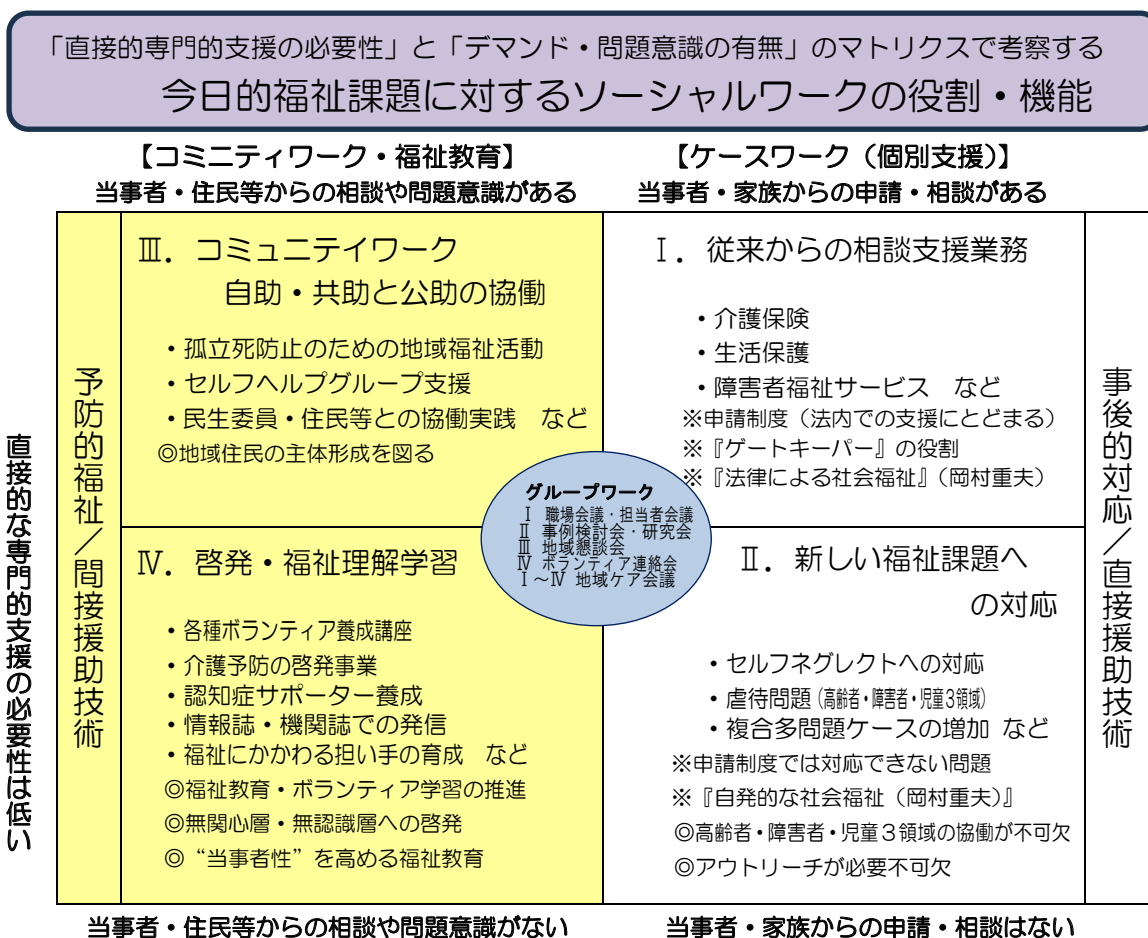
地域生活課題を克服するためには、公助としての「法律による社会福祉」ととどまらない、「共助」、「自助・近助」としての「自発的な社会福祉」が双方の強み（ストレングス）を活かして取り組む「住民と行政の協働による地域福祉」の創造が求められています。

社会福祉の今日的課題に対して、「Ⅰ. 従来からの相談支援業務」、「Ⅱ. 新しい福祉課題への対応」、「Ⅲ. コミュニティワーク」、「Ⅳ. 啓発・福祉理解学習」の4つの領域に対応する取り組みを行うことが必要不可欠です。

また、各領域内支援が対象ごとの縦割りで行われ、事業や活動ごとに個々、別々に実践されてきた状況があります。

「スクラム’ 28」を策定する上で、より一層の地域福祉の推進を図るためには、Ⅰ～Ⅳまでの各領域内での対応にとどまらず、Ⅰ～Ⅳの領域を総合的・往還的に対応していくた

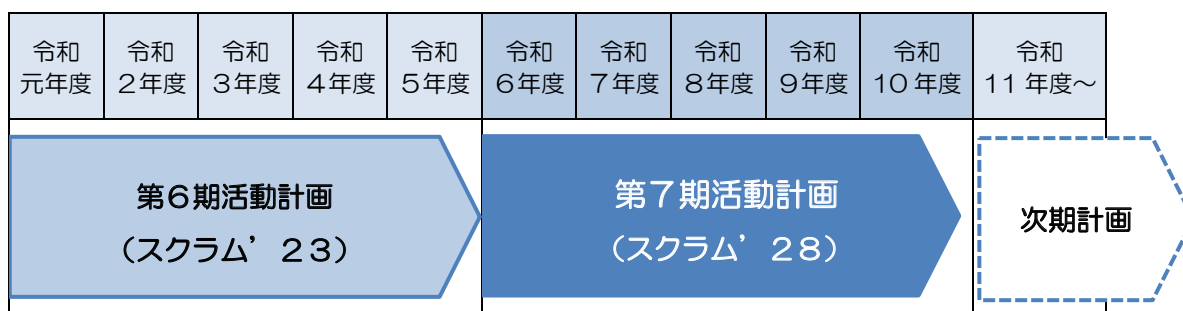
めの「地域福祉実践モデル（顔の見える関係づくり）」に重点をおいて策定していく必要があります。次の図表で示しました。



【出典】月刊福祉 2014 年5月号「今日的福祉課題に対する社会福祉・地域福祉の役割（新崎国広）」の図に修正・加筆

6 計画の期間

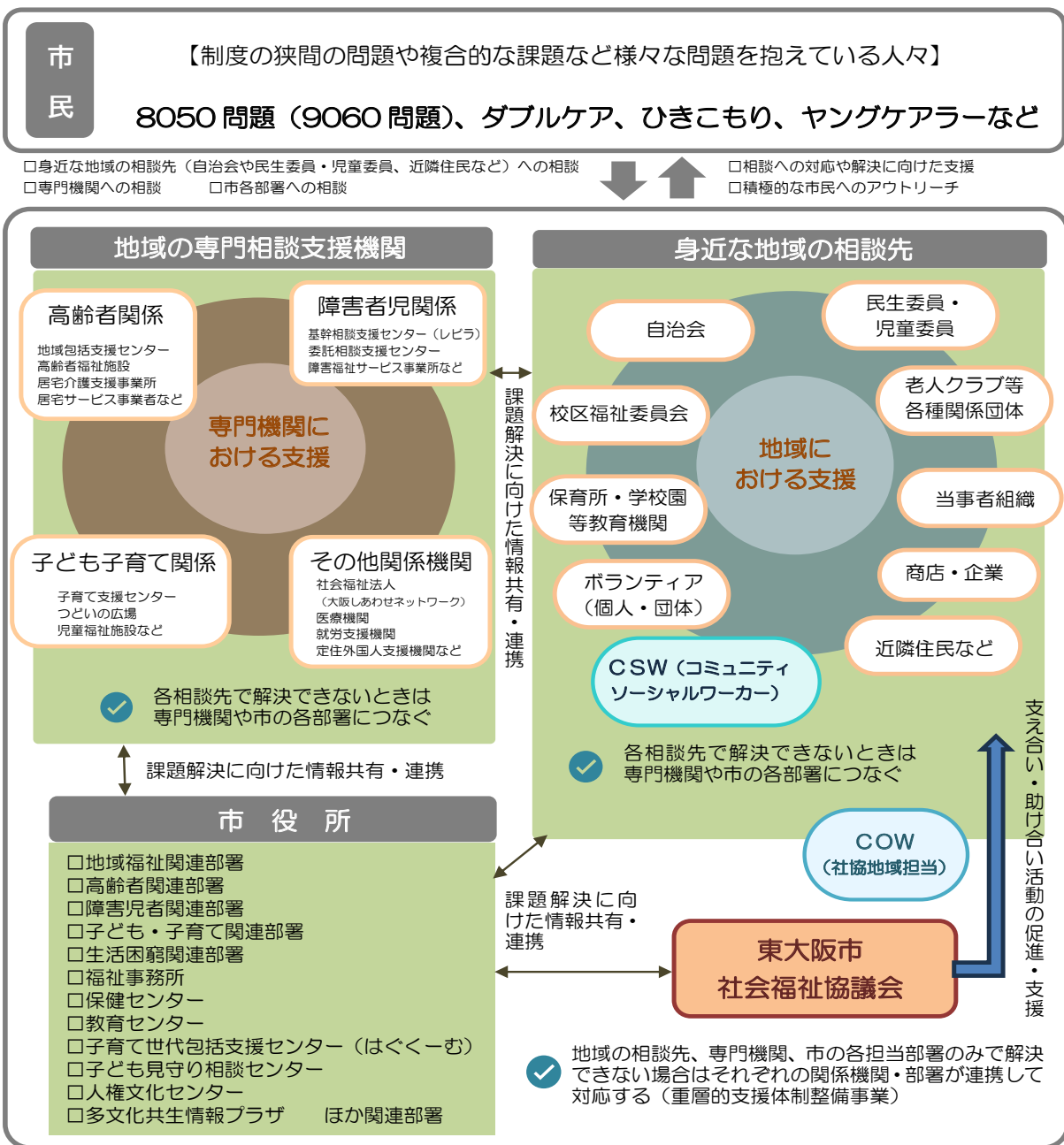
「スクラム’ 28」では、令和6年度を初年度、令和10年度を目標達成年度とする5カ年計画とします。また、今後の社会情勢の変化に応じ、中間時点での見直し等について柔軟に対応していきます。



第2章 地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして

1 地域福祉ネットワークのイメージ

「スクラム’28」の策定において、社協の総合力を十分に発揮するために様々な方々に参画いただきながら構想を行ってきました。地域住民をはじめとする多種多様な主体が、連携・協働する地域福祉ネットワークの強化をすすめるため、次に示す仕組みのイメージを共有し、誰も取り残されない地域共生社会の実現を目指していきます。



2

地域懇談会からみる課題

計画策定の参考とするため、市民の方々や事業所・団体等の専門職の方々による地域懇談会を実施しました。

声かけ活動や見守り活動など地域での助けあいをしている市民、事業所や福祉に関わる機関で地域に根ざした活動を行っている専門職など、市の地域福祉を取り巻く人々が集結して、地域福祉について普段感じていることや、さまざまな専門職の連携のあり方等について意見交換を行いました。

①開催概要

- 開催日時：令和5年9月1日、9月5日、9月7日（いずれも午後2時～午後4時）
- 参加者：各地域における校区福祉委員会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、当事者団体、高齢・障害・児童各福祉分野の事業所等
（ファシリテーター）CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、COW（社協地域担当）
- グループ：東・中・西のそれぞれの地域で参加者各10名程度を1グループとし、9月1日、9月5日は4グループ、9月7日は5グループを編成
- 進行内容：①基調あいさつ
②大きな2つのテーマでのグループ討議
③発表・まとめ
- 討議内容：●テーマⅠ：「防災について考えよう ～私たちにできること～」
●テーマⅡ：「こんなときだからこそ、考えよう！地域のつながりづくり」
●開催日とグループ編成

開催日	会場	グループ数
9月1日	市民ふれあいホール	4
9月5日	若江岩田駅前市民プラザ	4
9月7日	布施駅前市民プラザ	6



②地域懇談会で出された主な意見

テーマⅠ 「防災について考えよう～私たちができること～」	
避難所・ 避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所が遠いので、もっと避難所を増やしてほしい。 ・避難所である体育館の空調整備やトイレなどのバリアフリー化が必要だと思う。 ・避難所内で耳の不自由な人でも情報が確認できるよう、「目で聞くテレビ」を置いてほしい。また手話通訳者をおいてほしい。 ・避難所運営の軸となる自治会役員の高齢化が問題である。
地域との つながり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、となり近所の高齢者や障害者への声かけ ・日中子どもだけになる家庭への声かけ ・外国人に対する配慮も必要である。 ・障害者など社会的弱者に対する理解を深める。
防災情報	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSでの防災情報の発信 ・防災無線は耳が聞こえないと分からない。デジタル連絡板を道路に取り付けてほしい。
備蓄 (準備)	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に家族等と災害発生時の待ち合わせ場所を決めておく。 ・防災リュックを用意し、避難の際にすぐに持ち出せるようにしておく。 ・坂道や地盤が悪いところが多いため、事前に避難経路の確認をした方が良い。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特徴を知っておく。 ・応急手当の知識を身につけておく。 ・避難行動要支援者名簿作成時は、当事者の声を直接聞きに行してほしい。 ・自分は大丈夫という意識を変える。 ・避難所で本当に困ることが何か知りたい。災害に備える切実感が湧かない。

テーマⅡ 「こんなときだからこそ、考えよう！地域のつながりづくり」	
きっかけ づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・普段から挨拶をする。 ・近所づきあい、チョットしたおせっかい
地域交流 ・ 世代間 交流	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで一緒に参加できるイベント（地域の清掃、地域の歴史等の講話、お食事会） ・マンション全体で行う交流会 ・企業や事業所と地域の交流 ・障害の有無や年齢に関係なく気軽に集まれる場所 ・それぞれの地域で楽しいイベントや地域の自慢を紹介できる場
居場所 づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の空き店舗、空き家や団地の空き部屋を改修して子どもから大人まで気軽に集える場へ ・公園の整備（バリアフリー・遊具の整備・球技ができる等） ・感染症対策でなくなったベンチの復活、スーパーマーケット内のベンチ増 ・がん遺族サロンやエンドオブライフケア研修（人生の最終段階を迎える方への話し方など）など医療と地域をつなぐ場
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが参加しやすい行事イベントなどの情報共有 ・広報・啓発にSNSを利用する。SNSで周知広告を流す。 ・地域の人的資源はまだある！ボランティア活動、学校でのボランティア部

3

SDGs（エス・ディー・ジーズ）【持続可能な開発目標】の推進

SDGsは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採用された令和12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国も先進国も取り組む普遍的なものであり、日本国内でも様々な地域で積極的に取り組まれています。

本計画は、5年後を見据えて策定した計画です。地域の皆さんとつながり、支え合いの輪を広げていくことで、誰もが安心して自分らしく活躍できる地域を目指すことで、国際目標であるSDGsの一部と深くつながるものと考えております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3章 アクションプラン

地域福祉の推進を目的とする本計画は、東大阪市が策定した「東大阪市第6期地域福祉計画」と整合性を図りながら社協独自の活動内容を明示し、地域住民と共有することで、地域で暮らす一人ひとりが当事者意識をもち、地域福祉を取り巻く様々な課題に対応していくためのアクションプランです。

基本理念

つながり・支え合いの輪を広げていこう！

～だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～

基本目標1

地域を支え・見守る担い手づくりの推進（人づくり）

重点方針（1）地域活動を担う次世代の人材育成を図ります

重点方針（2）福祉への興味や関心を高める学習や研修を充実します

基本目標2

地域福祉活動の推進と協力（環境づくり）

重点方針（3）地域福祉のプラットフォームを活性化します

重点方針（4）市民の主体的な活動参加を支援します

重点方針（5）地域の自主的な福祉防災活動を支援します

基本目標3

**支援が必要な人を受け止め、
支える体制整備と強化（しくみづくり）**

重点方針（6）気軽な相談から専門的な相談まで支援します

重点方針（7）地域の様々な社会資源との協働・支援を図ります

重点方針（8）権利擁護の取り組みを強化します

基本目標4

**地域福祉を推進していくための
連携・基盤強化（基盤づくり）**

重点方針（9）誰もがわかる福祉情報を発信します

重点方針（10）社会福祉協議会の総合性を活かして機能を拡充します

重点方針 （1）地域活動を担う次世代の人材育成を図ります

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- 地域福祉活動を進めていくには、活動に関心を持ってもらい、その担い手（人材）になってもらえるよう取組を進めることが重要です。講座や研修等を通じて地域資源である次世代の人材を掘り起こし、これからの地域福祉を共に作る担い手を育成します。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 近所づきあいや地域活動への参加意識が低くなっている
- 地域活動の担い手の高齢化・固定化が進んでおり、次のなり手がいない
- 地域への関心、期待度が薄い
- 若い力の活動参加を促進する必要がある
- 地域、事業所、関係機関等との関係を調整できる人材が必要
- 地域組織やボランティア団体等の会員減少、活動継続の薄れ

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 社会貢献活動やボランティア活動へ関心や興味を持ってもらえるような講座・研修等を開催し、その後の活動へつながる支援を行います。
- 地域の特性を生かしたボランティア講座を開催し、地域で活躍する新たな担い手を育成します。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

- 生涯学習の場として実施しているシニア地域活動実践塾「悠友塾」の修了生へ、ボランティア活動に参加していただくための仕組みづくりを進めます。
- 若い世代や現役世代の地域活動への参加を促進する取り組みを進めていきます。
- 障害を持つ当事者や支援をするボランティアを交えた講座や研修等を行い、参加者がその後のボランティア活動へつながるようコーディネートしていきます。
- 地域福祉活動やボランティア活動に興味をもたれた方が、講座や研修等に参加しやすくなるようにオンラインによる開催も進めていきます。

<社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと>

- 地域の中では次世代の担い手不足が危惧される中、地域に住む若い世代が地域福祉活動に興味を持ち、参加しやすいものとするため、環境づくりや仕組みづくりを地域と一緒に考えていきましょう。
- 地域福祉活動を行う新たな担い手を育成するため、地域に特化した「地域型ボランティア養成講座」を地域と一緒に開催していきましょう。

重点方針 （2）福祉への興味や関心を高める学習や研修を充実します

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- 福祉に関する意識の低下がみられる中で地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりの福祉に対する正しい理解と認識が重要です。子どもの頃から、家庭、地域、学校等と連携し、障害者や高齢者等の疑似体験や交流等を通じて、心のバリアフリーやノーマライゼーション、多様性を尊重した誰もが福祉課題を「自分事」として考え、思いやり寄り添う心を育むことを目指します。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 地域福祉に関する意識の浸透がまだまだ十分とはいえない
- 学校や学年ごとで福祉教育への取り組みが異なる
- 福祉の心を育む取り組み
- 福祉に対する正しい知識を知ってもらう機会の提供を増やしてほしい
- 地域、学校、ボランティアなどがさらにつながること

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 福祉教育を指導する人材を育成するとともに、福祉に対する正しい知識や意識の向上を図るための機会を創出します。
- 学校や地域と連携できるように、福祉教育やボランティア活動の啓発に取り組んでいきます。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

- 学校や地域が開催する福祉教育へ人材や資機材を提供します。
- オレンジメンバー養成講座を開催するとともに、認知症の方やその家族の生活支援ニーズと、認知症サポートボランティアの支援のマッチングを行う「チームオレンジ」を実施していきます。

<社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと>

- 従来の福祉教育にある高齢者疑似体験などのような体験型だけではなく、子どもたちが実際に地域に出て、考え・実践できるような新しい福祉教育（防災教育やキャリア教育など）の実施を地域と一緒に考えていきましょう。

計画の推進に向けて

※前ページの続き

＜社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと＞

- 地域や学校、施設等と連携し、人型ロボット（ペッパーくん）を活用した「認知症サポーター養成講座」を開催していきましょう。また、キッズサポーターの育成を進めていきましょう。
- 誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、福祉事業所と連携し、地域での障害理解や福祉教育を進めていきましょう。
- 「eスポーツ」を通じ、老人センター利用者が生きがいや社会参加への促進の原動力へ繋がるような取り組みを地域と一緒に取り組みましょう。また、その中からeスポーツ指導者としてボランティア活動できる人材を発掘していきたい。

【コラム①】

角田総合老人センターでは、「オレンジメンバー養成講座」を開催しています。

対象者は、認知症サポーター養成講座を修了され、ボランティア（オレンジメンバー）として活動する意欲のある方です。そして、「オレンジメンバー養成講座」を修了後、オレンジチームに登録していただきます。

活動内容は、認知症カフェのお手伝いや個人宅に出向く訪問支援です。オレンジメンバーでの交流会等も開催しています。チームの仲間と楽しくボランティア活動をしましょう。



【コラム②】

角田総合老人センターでは、「eスポーツ広場」を市内在住60歳以上の方を対象に開催しています。脳トレやボウリング、太鼓とバチを使った身体を動かすゲームをみんなで楽しみながら、友だつづくりをしましょう！



重点方針 （3）地域福祉のプラットフォームを活性化します

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- 子どもや高齢者、障害者、ひきこもりの人など、一人ひとりに応じた形で年齢や障害の有無に関係なく、顔を合わせ、親しく付き合うことができる、誰もが気軽に集える居場所づくりを進めていきます。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 普段からの見守り（子ども・高齢者・障害者）活動が必要と感じる
- 子ども食堂などの子どもの居場所づくりを支援する活動に参加したい
- 誰でも気軽に集え、何でも相談し合える居場所がほしい
- 地域内で多くの人たちが交流できる場が必要 ● 多様性の認識やお互いの理解が大事
- 住民意識（お互い様、おせっかい）の温度差、地域情報を自ら収集しようとする意識差

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 地域に住む誰もが地域福祉活動へ参加できる仕組みを工夫していきます。
- 年齢や障害の有無などにかかわらない交流の場、いろんな体験ができる場を創出します。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

- 多世代交流ができる場や機会を増やしていきます。
- 地域が実施するサロン活動を支援していきます。また、地域（地縁）団体と当事者団体が互いに知る場の創出を進めます。

<社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと>

- 地域や関係機関等と連携し、その人が持つ特性に関係なく誰もが安心して集える居場所を作っていきます。
- 地域で子どもを見守るという風土を育てるために、子どもに関する居場所を増やしていきます。
- 学生と地域が関わることで、学生にとっては学びの機会となり、地域にとっては、活動の活性化というお互いがwin-winになるよう、コーディネートを図ってきたい。

重点方針（4）市民の主体的な活動参加を支援します

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- 地域活動やボランティア等の活動が果たす役割はますます重要となっていくことから、ボランティア活動への参加を促し、講座や研修等を通じて地域資源である人材を育成したりする等、ボランティアの機能強化にかかる取組を引き続き進めていきます。また、社会福祉法人の地域貢献活動や企業等とも連携し、活動の内容や場を充実させるとともに、活動内容を周知するなど、関係団体と協働、連携して取り組んでいきます。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 社会貢献やボランティア活動などに参加したことがない若い世代が多い
- ボランティアや地域活動の情報が不足していると感じる
- 「どんな活動があるかわからない」、「参加するきっかけがない」、「時間が取れない」
- 企業等の地域貢献活動と地域、障害者やその家族と地域がつながる仕組み
- 各自の都合に合う時間帯に合わせた活動の仕組みづくり

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 地域の福祉活動やボランティア活動のわかりやすい周知をおこない、活動希望者と活動がマッチングする仕組みが機能するよう取り組んでいきます。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

- 福祉団体が活動しやすい環境づくりを進めます。
- 福祉活動をやってみたい方の希望や関心を重視した活動を紹介します。
- “チームオレンジ”の構築に向け、「オレンジメンバー養成講座」を開催し、様々な認知症の方のニーズに対応できるようオレンジメンバーのスキルアップを目指します。また、オレンジメンバー等の養成講座の参加者を増やしていくためにホームページやSNSなど新たな広報活動も検討していきます。

<社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと>

- 地域福祉活動に賛同してくれる企業等を募り、地域福祉活動に参加できる仕組みづくり（愛ガードへの参加や子ども食堂への協力など）を地域と考えていきましょう。

重点方針（5）地域の自主的な福祉防災活動を支援します

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- 誰一人取り残さない防災のため、災害に備える意識を高める啓発を行うとともに、近隣や地域で助け合うことができる「顔の見える関係づくり」に繋がる実効性のある支援体制の構築に取り組みます。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 災害時の避難行動や避難生活に不安を感じる
- 避難行動要支援者名簿の活用法
- 防災対策への関心は高いが、地域で行う訓練への参加率は低い
- 避難所となる施設のバリアフリー化
- 高齢者、障害者、外国人等の避難支援体制や防災情報の発信方法

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 地域と協働し、防災イベントの開催を進めていきます。
- 災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、定期的な訓練や検討を重ねていきます。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

○団体や企業等と災害時の協力協定を結び、災害への強いまちづくりを進めてまいります。

<社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと>

○校区福祉委員会、自治協議会、民生委員・児童委員協議会連合会等と連携し、避難行動要支援者も交えた防災訓練に取り組んでいきましょう。

○災害が発生した場合の被害状況を想定し、地域での対応について専門機関を交えた行動シミュレーションを行いたい。

【コラム③】

2024年1月の能登半島地震の影響もあり、私たちの防災への関心も高くなっているように感じられます。地域における防災訓練へ参加することや、近隣住民との平時からの関わり合いは非常に大切です。

いつ起こるかかわからない災害に対し、あらゆる事態を想定し、自分自身の身を守る知識をつけましょう。



基本目標3

支援が必要な人を受け止め、 支える体制整備と強化（しくみづくり）

重点方針（6）気軽な相談から専門的な相談まで支援します

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- 子育て、障害、介護、生活困窮、ひきこもりといった単一の課題だけでなく、複合的な課題を抱える人や世帯に対応するため、分野ごとの縦割りで終わることなく、各相談支援機関が連携を図り、状況に応じて適切かつ必要な支援につなげます。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 悩みや不安があってもだれも相談する相手がない
- 困りごとの多様化、複合化
- 地域での相談窓口の充実
- 相談する場所や方法がわからない
- 地域生活課題（ひきこもり、ヤングケアラー、不登校など）への理解
- 個人情報保護の観点から支援者間での連携がとりにくい

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 多様化、複合化した福祉課題に対して、地域福祉の担い手や専門機関等と連携を図りながら、課題解決に向けて取り組んでいきます。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

- 様々な分野の機関が主催の会議や研修に参加し、情報共有や連携に努めていきます。
- 複雑化・複合化した生活課題を関係機関等と連携し、支援強化を図ります。

<社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと>

- 分野を超えた複合的な生活課題や支援ニーズに対応できる包括的な相談支援の促進に向けて、様々な分野の相談支援機関や専門機関同士の多職種・多機関連携を行っていきます。

重点方針（7）地域の様々な社会資源との協働・支援を図ります

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- 地域住民が抱えている課題から必要な社会資源を創出し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことを関係者が共通認識とし、適切かつ効果的な支援を図ります。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 課題が複雑化・複合化しており単一の専門分野の支援だけでは対応できない
- COW（社協地域担当）の機能強化、地域福祉ネットワーク推進会議の取組強化
- 地域内で活動する団体同士が円滑な情報共有がなされると良い
- 現状の様々な課題（8050（9060）問題、ヤングケアラーなど）について、理解や知識を得るための機会や情報発信が不足していると感じる
- 地域で支え合う仕組みづくりの構築

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 相談支援のネットワークによる包括的な支援へとつながる体制を構築します。
- 地域の様々な社会資源と協働し、実情に合った総合的な相談支援を行っていきます。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

- 多職種が集まる会議や研修会を開催し、地域課題の提示を行い、解決に向けて協働していきます。
- 重層的支援体制整備事業において、様々な事業を行っていきます（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、地域づくり事業）。
- 重層的支援体制整備事業では、各分野の専門機関から複雑化・複合化した課題を抱えている世帯について、支援会議にて情報共有、役割分担を明確し、必要に応じ対応していきます。
- 地域にある社会資源の存在や機能について、COW（社協地域担当）と連携しながら可能な限り把握し、ひきこもりや地域から孤立した人へ丁寧にマッチングし、人と地域がつながる場につなげていきます。
- 地域住民と専門機関が参加する会議の中で作成している社会資源マップの定期的な情報更新を行い、より多くの方に活用していただけるものにしましょう。

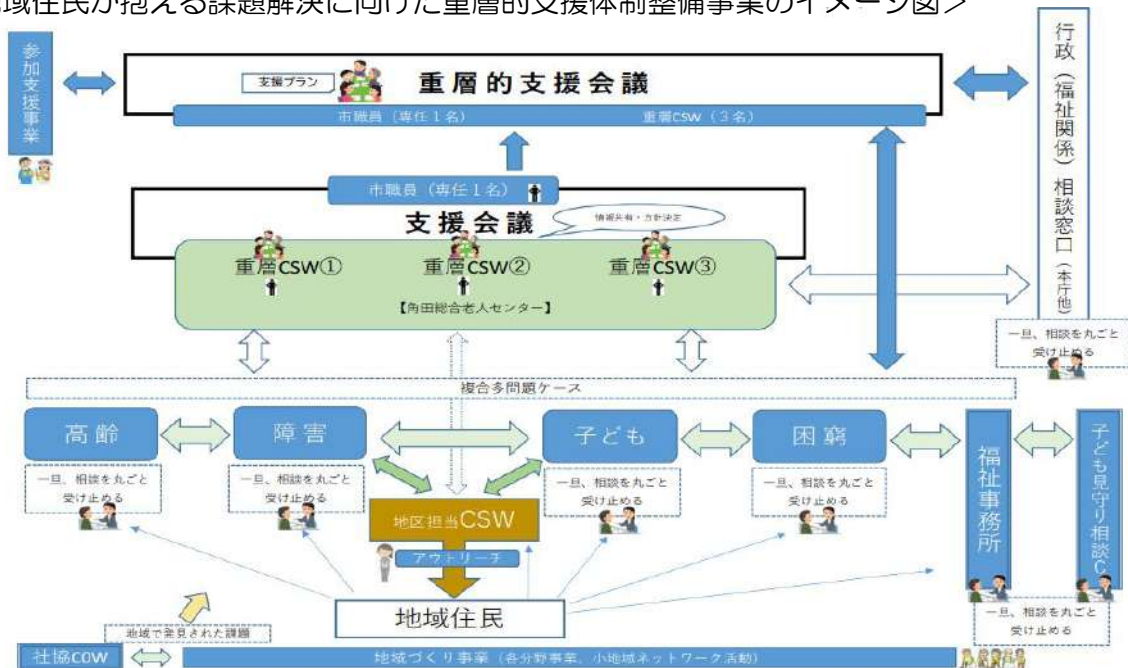
計画の推進に向けて

※前ページの続き

＜社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと＞

○既存の事業を活用しながら、地域の中で同じような内容の課題が多数あることが判明した際は、民生委員、校区福祉委員と連携し、地域住民との協働を図っていきましょう。

＜地域住民が抱える課題解決に向けた重層的支援体制整備事業のイメージ図＞



【コラム④】

市内の地域包括支援センターでは、小学校区もしくは中学校区ごとに地域の校区福祉委員や自治会役員、民生委員、医師や薬剤師等が集まり、地域の高齢者の課題を検討し、住みやすい地域を目指すための会議にて、社会資源マップを作成しました。

社会資源マップは、地域のあらゆる社会資源についてわかりやすく記載し、まとめたもので、校区福祉委員会や自治会、老人クラブ等の団体で開催している高齢者向けサロンなど、高齢者が集える場所が掲載されており、またエリア内にあるヘルパー事業所やデイサービス事業所等の介護保険事業所、医療機関を掲載したのものなど地域ごとに異なり、地域の実情に即した様々な特色あるマップが作成されています。



重点方針 （8）権利擁護の取り組みを強化します

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- すべての人々の自己決定の権利が尊重されるよう、自身で判断することが難しい場合でも、本人の権利と利益が守られるよう支援する権利擁護の取り組みを促進していきます。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 成年後見制度の内容が理解できていない
- 成年後見制度の広報・周知
- 高齢化により権利擁護の取り組みを利用する方が増加することが予測される

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 成年後見制度の普及啓発を進めます。
- 権利擁護のための支援体制を強化します。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

- 障害や認知症などで判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを日常生活自立支援事業で行います。
- 日常生活自立支援事業を利用されている方の中で、著しく判断能力の衰えた方を成年後見制度の利用へとつないでいきます。
- 中核機関として成年後見制度利用促進協議会を定期的を開催し、地域の関係機関と議論を深め、地域連携ネットワークの更なる強化に努めます。
- 成年後見サポートセンターでは、ホームページやSNS、パンフレット、研修、講演会などを通して、成年後見制度の広報・周知を行います。
- 親族後見人等の相談等に応じるなど、相談体制を整備し、親族後見人等が安心して活動できるようサポートします。

<社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと>

- 市民後見人の広報・周知を行い、地域や関係機関との連携を通して、市民後見人を支援します。
- 支援を必要とする方の思いや考えが大切に扱われるよう、専門機関や地域住民の皆さんと一緒に、意思決定支援について理解を深めていきましょう。

地域福祉を推進していくための 連携・基盤強化（基盤づくり）

重点方針 （9）誰もがわかる福祉情報を発信します

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- 年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが一人ひとりの状況に応じた必要な情報を、いつでもどこからでも適切な時期に簡単に入手できるよう、それぞれの特性に応じた効果的な情報発信を進めます。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 福祉サービスに関する必要な情報が十分に入手できていないと感じている
- 情報取得の方法が世代等により違う
- 情報を発信したい対象者に応じた広報啓発が必要
- わかりやすい情報の提供（障害のある方、子どもや外国人等への配慮 など）

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 幅広い世代へ福祉情報が行き届くような広報活動の機能強化を図ります。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

- 社協が開催する事業や講座等をもっと多くの方に知ってもらうため、東大阪市や社協等のホームページ、「市政だより」、施設の掲示板に掲載するとともに、SNSを活用した啓発にも取り組んでいきます。
- COW（社協地域担当）、CSWの周知・啓発を進めていきます。

<社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと>

- 地域福祉活動の広報・啓発を行い、地域で活動をしたい人と支援を求める人とをつなぐ仕組みを地域と一緒に考えていきましょう。
- 地域で活動されている校区福祉委員や、多分野の関係機関等と連携・協働し、CSW活動の啓発を行っていきましょう。
- ICTツールを活用し、個別支援での連絡手段、関係機関との連携強化を図っていきましょう。

地域福祉を推進していくための 連携・基盤強化（基盤づくり）

重点方針 （10）社会福祉協議会の総合性を活かして機能を拡充します

施策の方向性（市の計画の方向性をベースとした推進方針）

- 一人ひとりの状況に合わせた幅広いサービスを提供することにより福祉の向上を図るとともに、支援を必要としている人が必要な支援を適切に利用できるよう、各分野の福祉サービスを充実します。

地域福祉の現状や課題（地域懇談会、市民アンケート、策定委員会などの意見）

- 福祉サービスを必要とする方が、適切なサービスが受けられるような環境整備
- 住み慣れた地域で安心して在宅生活をおくれるサービスの充実が必要
- 様々な機関との日ごろからの関係づくり
- 多様な職種や機関との連携強化による包括的な取り組みの推進

地域福祉活動の推進に向けた社協の取り組み

- 社会福祉協議会が培ってきた総合相談や地域のネットワークを活かし、支援を必要としている人へ適切なサービスを提供します。

計画の推進に向けて

<社協が具体的に取り組むこと、やっていくこと>

- 社協の各部署間の連携をより強化して、包括的支援体制を図ります。
- CSWとCOW（社協地域担当）とが連携し、さまざまな形で必要なサービスと情報を届けていきます。
- ボランティア活動への関心、興味をもってもらう講座を開催し、ホームページや「市政だより」、SNSなど使い、広報啓発を行っていきます。

<社協が皆さんと一緒にやっていきたいこと>

- CSWとCOW（社協地域担当）とが連携し、地域へのアウトリーチをきっかけに、個別支援と地域支援の両輪で地域福祉を推進していきます。

【コラム⑤】

東大阪市第7期地域福祉活動計画では、地域共生社会の実現やSDGsの目標達成をめざし、基本理念を「つながり・支え合いの輪を広げていこう！だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～」としました。私たちが進める地域福祉の推進の指針となる、4つの基本目標を設定し、地域住民の抱える困りごとを見つけ、話し合い、解決に向けて、みんなが協働して取り組む仕組みを充実していくこととしています。

1. 新・地域福祉活動計画策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	所属・団体
委員長	新崎 国広	ふくしと教育の実践研究所Sola 代表
副委員長	松浦 隆	校区福祉委員会連合会
	吉邨 幸雄	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会
	山田 祥隆	東大阪市福祉施設会
	西島 善久	東大阪市高齢者介護施設会
委員	松田 龍	東大阪市自治協議会
	澤田 強	東大阪市老人クラブ連合会
	坂本ヒロ子	東大阪市手をつなぐ育成会
	田中 米男	東大阪市身体障害者福祉協会
	太田 淑美	東大阪市母子寡婦福祉会
	中里見 順子	東大阪市ボランティア連絡会
	西尾 直樹	東大阪市意岐部地域人権協会
	高橋 尚三	東大阪市人権長瀬地域協議会
	幸田 栄長	NPO代表
	田村 敦司	東大阪市社会福祉事業団
	由井 直子	布施医師会
	長原 正樹	東大阪市福祉部 地域福祉課
樋口 峰夫	東大阪市社会福祉協議会	
プロジェクト チームメンバー	築地佑人、西原麻結、石原美音、富森健輔、宮尾侑季、二羽亮、 坊下太喜、高木美奈、小谷和生、今別府謙司	

2. 新・地域福祉活動計画策定委員会の開催状況

開催回数	開催日時	案 件
第1回	令和5年7月31日 午前10時30分～	1) 現計画の現況報告について 2) 次期計画策定スケジュールについて 3) 次期計画の基本理念について
第2回	令和5年12月15日 午前9時30分～	1) 地域懇談会の報告について 2) 「東大阪市第7期地域福祉活動計画」 骨子(案)について
第3回	令和6年2月20日 午前9時30分～	1) 「東大阪市第7期地域福祉活動計画」 素案について 2) その他
第4回	令和6年3月27日 午前9時30分～	1) 「東大阪市第7期地域福祉活動計画」 案について

3. 用語解説(50音順)

あ行

アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けたしくみづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のこと。

eスポーツ

「electronic sports」の略称で、コンピューターゲームやビデオゲームを用いて行う競技やスポーツ全般を指す言葉。近年では介護予防や認知症対策などの健康維持や地域交流の促進を目的として利用されることが多い。

SNS

「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。

オレンジメンバー養成講座

認知症サポーターがチームを組み、同じ地域で暮らす認知症の方とその家族の見守りや支援を行うことを目的とした活動をチームオレンジと呼び、「認知症サポーター養成講座」修了者を対象に「オレンジメンバー養成講座」を開催している。

か行

協働

異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区単位に結成された自主的な活動を行う組織。住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行っている。

コーディネーター

物事を調整し、まとめる役割を果たす人。地域福祉の推進には、市民による主体的な活動と行政や民間の多様な主体が協働して役割を果たしていることから、地域の様々な資源を円滑につないでいく、ネットワークの中心となる人や機関の役割が重要となっている。

CSW（コミュニティーソーシャルワーカー）

地域において支援を必要とする人について、本人やその家族からの相談に応じたり、地域を基盤とする活動や関係機関、専門的な相談先につなぐ役割を果たすほか、地域における福祉課題を把握し、支援を必要とする人を総合的に支援するための地域福祉活動のネットワークづくりの支援を行うことを目的に市が配置する専門職のこと。

COW（コミュニティワーカー）

「社会福祉協議会地域担当職員」のこと。社会福祉協議会が運営する3カ所の老人センターを活動拠点として、地域福祉の活性化を図るため、小地域ネットワーク活動をはじめとするさまざまな地域福祉に関わる諸団体の地域特性を活かした活動を支援し、老人センターの各種事業やボランティア活動と地域との橋渡しを行う。また、「地域福祉ネットワーク推進会議」の開催を通じて、CSWなどと共に高齢・障害・子ども等の分野を超えた福祉専門機関の顔の見える関係づくりにも努める。

さ行

サロン活動

地域住民、ボランティア等が主体となり高齢者や子育て中の親子等に対して外出の機会の提供および仲間づくりの場を創り出すことで、地域住民同士のつながりを深め、地域内の孤立化を防ぐための活動のこと。

市民後見人

成年後見制度を利用するにあたっては、親族又は弁護士や社会福祉士などの専門職の人が後見人になることが多いが、新たな担い手として一般市民が研修を経た上で後見人となって活動する。

シニア地域活動実践塾「悠友塾」

高齢者の方々に対し、健康でより豊かな生きがいのある生活を送っていただけるよう、「楽しく集い、学び、語らい、行動する」ための学習の機会として開講している。

重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を3つの柱として一体的に実施するもの。

小地域ネットワーク活動

小地域（おおむね小学校区）を単位として、高齢者や障害者、子育てや介護をしている家庭などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、それぞれの校区福祉員会が実施する住民の参加と協力による支えあい、助けあい活動。見守りや声かけ訪問などの個別援助活動やいきいきサロンなどのグループ援助活動などがある。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を不利益から守るために、財産管理や契約の締結といった法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う制度のこと。

た行

多機関連携

重層的支援体制整備事業において、複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐことを基本としており、各種支援機関等との連携を図りながら支援を行うものとしている。

ダブルケア

「子育て」「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

地域貢献

地域社会がより良い方向に発展するために貢献することで、個人でできる活動もあれば企業が取り組むべき活動もあり、どちらにしても地域を活性化させるためには必要な活動のこと。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行う事業のこと。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座を受講することによりなることができる。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、同じ社会の一員として均等に当たり前に生活する社会こそ当たり前の社会であるという理念にもとづいて、共に支えあいながら生活することができる社会をめざそうとする考え方のこと。

は行

8050（9060）問題

80代（90代）の高齢の親と働いていない独身の50代（60代）の子が同居している状態が半年以上に及ぶ世帯に生じる問題のこと。

バリアフリー

社会生活をしていくうえで物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障害者、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている。社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者名簿制度

大規模な災害時に自力での避難が困難で特に支援を要する方（避難行動要支援者）のうち、事前に同意を得た方の情報を地域の支援者や市の関係部局などに提供するなど、災害時における地域での避難支援や安否確認に活用する制度のこと。

ま行

民生委員・児童委員

地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民の暮らしを支援する、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。

※東大阪市第6期地域福祉計画より一部引用



東大阪市第7期地域福祉活動計画
【スクラム'28】

令和6年4月～令和11年3月

社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会

〒577-0054東大阪市高井田元町1丁目2番13号

TEL：06-6789-7201

FAX：06-6789-2924

<http://www.heartnet-hoshakyo.org>

E-mail：hosi01@cap.ocn.ne.jp
